

岐 阜 県 公 報

第 二 千 百 三 十 七 号
平 成 二 十 二 年 四 月 六 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知

(治 山 課) 二七九_{ページ}

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 二七九

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 二八〇

政治団体の異動事項の公表

(同) 二八二

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 二八三

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 二八四

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 二八四

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 二八五

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二八五

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 二八五

公共測量の終了

(用 地 課) 二八五

告 示

岐阜県告示第二百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
恵那市大井町字丸池二七二四の五四五、二七二四の五四六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十二年四月六日

岐阜県選挙管理委員会

岐阜県大分選挙区

- 1 平成22年3月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,692,689人
- 2 総数の50分の1の数
33,854人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
348,782人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	335,880	111,960
大垣市	145,167	48,389
高山市	77,252	25,751
多治見市	93,589	31,197
関市	74,139	24,713
中津川市	68,004	22,668
美濃市	19,299	6,433
瑞浪市	32,503	10,835
羽島市	54,447	18,149
恵那市	45,090	15,030
美濃加茂市	39,424	13,142

土岐市	50,332	16,778
各務原市	117,613	39,205
可児市	93,178	31,060
山県市	24,677	8,226
瑞穂市	38,697	12,899
飛騨市	23,103	7,701
本美市	42,494	14,165
郡上市	38,460	12,820
下呂市	30,721	10,241
海津市	31,772	10,591
羽島郡	36,337	12,113
養老郡	26,478	8,826
不破郡	29,618	9,873
安八郡	19,953	6,651
揖斐郡	58,993	19,665
加茂郡	45,469	15,157

岐阜県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたのび、回法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおりとする。

〒511-1104 吹田

岐阜県関市藤原町

加藤 大 空 保 博

1 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	—以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
自由民主党岐阜参議院選挙区第二支部	渡辺 猛 之	長谷川 英 樹	加茂郡川辺町比久見 63 1		参議院議員
民主党岐阜参議院選挙区第 3 総支部	小見山 幸 治	熊 田 全 孝	岐阜市金園町 3 19 2		参議院議員

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
幸福実現党高山後援会	川 合 剛 弘	川 合 剛 弘	高山市漆垣内町 76
善隣会	高 崎 善 文	高 崎 美千雄	安八郡神戸町大字横井字上新田 1579 3
谷村せいき後援会	杉 岡 正 幸	井 上 正 良	安八郡神戸町大字神戸 485 - 1
町民主役の神戸町政を考える会	高 崎 善 文	斉 藤 滋 信	安八郡神戸町大字横井 134
野本琢磨後援会	野 本 琢 磨	野 本 知 美	岐阜市東鷲 7 - 23

(2) 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類

未来改革幸山会	小見山 幸治	熊田 全孝	岐阜市金園町3 19 2	参議院議員
---------	--------	-------	--------------	-------

(八) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
小見山幸治後援会	佐野 正明	熊田 全孝	岐阜市金園町3 19 2	参議院議員	小見山 幸治
未来改革幸山会	小見山 幸治	熊田 全孝	岐阜市金園町3 - 19 - 2	参議院議員	小見山 幸治

岐阜県選挙管理委員会告示第1111号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十条第一項の規定により、政治団体の開田事務の開催場所が変更されたので、同法第七十条第一項の規定により、その開催場所を次のとおり変更した。

平成二十二年四月六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 塚 稔 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党揖斐郡支部	会計責任者	長沼 健治郎	井上 保子
自由民主党岐阜県ときわ会支部	会計責任者	伊藤 勝明	谷津 剛也
自由民主党岐阜市支部	代表者	玉田 和浩	安田 謙三
自由民主党不破郡支部	会計責任者	広瀬 文典	岩田 司朗

日本共産党岐阜地区委員会	代表者	伊藤 克也	小川 理
	会計責任者	上村 順子	稲垣 一彦
日本共産党東濃西地区委員会	代表者	加藤 勝子	西本 裕二
	会計責任者	足立 一夫	加藤 勝子
民主党岐阜県第4区総支部	代表者	永澤 裕幸	岡田 泰浩
	会計責任者	永澤 裕幸	岡田 泰浩
浅野真後援会	主たる事務所の所在地	岐阜市加納御車町 35 - 1	岐阜市神田町1 1 1
	代表者	久保田 博視	清水 義弘
大野町柵橋泰文後援会	主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町瀬古 318 - 1	揖斐郡大野町大 衣斐 181
	代表者	揖斐郡大野町瀬古 318 - 1	揖斐郡大野町大 衣斐 181

岐阜県医師連盟 下呂市支部	会計責任者	阿部 親 司	大塚 正 議
	主たる事務所の所在地	土岐市泉町定林寺 687 - 1	土岐市泉町 687 1
成和会	会計責任者	早川 靖 江	國 仙 明 宏
はじめの一步の 会	代 表 者	宮 川 明	高 木 徹
日比野よしゆき 後援会	国会議員関係政治 団 体 の 区 分	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国 會議員関係政治団 体かつ法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に 係る国会議員関係 政治団体	国会議員関係政治団 体以外の政治団体
孟志会	(公職の種類)	参議院議員	
	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	渡 辺 猛 之 参議院議員	
本巣市古田はじめ 後援会	代 表 者	井 納 一 雄	高 橋 義 和
本巣ときの会	主たる事務所の 所 在 地	本巣市文殊 678 1	本巣市上保 358
	代 表 者	出 村 宏 行	原 俊 幸

山川直保後援会	代 表 者	桜 本 国 秋	下 牧 成 男
	会計責任者	谷 口 潤	下 牧 成 男
主たる事務所の 所 在 地	郡上市高鷲町船立 5434	郡上市高鷲町大鷲 2394 2	
国会議員関係政治 団 体 の 区 分	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国 會議員関係政治団 体かつ法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に 係る国会議員関係 政治団体	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	
(公職の種類)	参議院議員		
公職の候補者の氏 名及び公職の種類	渡 辺 猛 之 参議院議員		

岐阜県選挙管理委員会告示第 1233 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、
政治団体組織管理が提出されたのにより、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり
とする。

平成二十二年四月六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
大薯了後援会	和田 瀧一	松山 忠美	郡上市八幡町那比 3018	平成20年6月28日			
杉山茂後援会	清水 義弘	常高 重治	揖斐郡大野町大衣斐 181	平成22年2月24日			
早川かつ也付知後援会	宿田 弘夫	加地 義弘	中津川市付知町 6953 2	平成20年12月31日			
細野清身友の会	本間 学	堀井 史郎	揖斐郡池田町六之井 1580 2	平成22年2月28日			
松原たけのり後援会	松原 武徳	松原 京子	羽島郡岐南町薬師寺 5 23	平成21年12月31日			

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
小見山 幸治	参議院議員	未来改革幸山会	岐阜市金園町3-19-2	小見山 幸治
高崎 善文	神戸町長	町民主役の神戸町政を考える会	安八郡神戸町大字横井134	高崎 善文

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十二年四月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
浅野 真	浅野真後援会	主たる事務所の所在地	岐阜市加納御車町 35 1	岐阜市神田町 1 - 1 - 1
渡辺 猛之	孟志会	公職の種類	参議院議員	岐阜県議会議員

岐阜県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	住たる事務所所在地	代表者の氏名
松原 武徳	岐阜市長	松原たけのり後援会	羽田郡岐阜町一薬師町5-23	松原 武徳

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十二年三月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人虹の里
- 三 代表者の氏名 流田 宗子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉一三三八一番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域における要援助者に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが地域の

中で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指定月日
ピノキオ薬局 各務原店	各務原市那加野畑町一〇五三	精神通院	平成二二・四・一
井桁屋あさひ薬局	下呂市金山町二六〇〇二	同	同
ファミリー薬局 あくたみ店	岐阜市芥見野畑二五三	同	同

（訪問看護）

名称	所在地	医療の種類	年指定月日
みかさ訪問看護ステーション	山県市梅原六三番地サンハイツ一〇三号室	精神通院	平成二二・四・一

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十一年七月二十七日から

同 二十二年三月十二日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

平成二十二年四月六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
イー・アイ・エル・テクノセンター